

第4次食育推進基本計画の作成に向けた 基本的考え方

令和2年12月
農林水産省

1 食育の推進体制と計画について

食育基本法：食育は生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置付け。
「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進。

関係府省

厚生労働省、
農林水産省、
内閣府等
文部科学省、

農林水産省

○政府全体の食育の推進（食育推進基本計画の作成及び実施の推進に関する事務）

食育推進会議（食育基本法第26条）
農林水産大臣(会長)、関係大臣及び民間有識者

食育推進評価専門委員会
構成員：食育推進会議の民間有識者委員及び同会議の専門委員

食育推進基本計画（食育基本法第16条）（現行の3次計画は令和2年度末まで）

- 第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針※
- 第2 食育の推進の目標に関する事項※
- 第3 食育の総合的な促進に関する事項
 - 1. 家庭における食育の推進
 - 2. 学校、保育所等における食育の推進
 - 3. 地域における食育の推進
 - 4. 食育推進運動の展開
 - 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
 - 6. 食文化の継承のための活動への支援等
 - 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進
- 第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

※前期計画の取組や目標達成状況や食育に関する情勢変化を踏まえ、今後5年間で重点的に取り組む事項や目標を設定

都道府県

都道府県食育推進会議
都道府県食育推進計画の作成

市町村

市町村食育推進会議
市町村食育推進計画の作成



2 第4次食育推進基本計画に関する政府のこれまでの検討状況

<食育推進評価専門委員会の開催状況>

<平成30年度>

開催日：2月6日

議題：○第3次食育推進基本計画フォローアップ（中間取りまとめ）（案）

開催日：3月22日

議題：○第3次食育推進基本計画フォローアップ（中間取りまとめ）（案）

○当該年度の目標達成状況の報告（平成30（2018）年度）

<平成31年度、令和元年度>

【平成31年4月1日：第3次食育推進基本計画フォローアップ（中間取りまとめ）公表】

開催日：9月2日

議題：○第3次食育推進基本計画の進捗状況について

開催日：1月20日

議題：○食育をめぐる最近の動向について

○第4次食育推進基本計画作成に向けた主な論点（案）について

開催日：3月25日

議題：○食育をめぐる最近の動向について

○第4次食育推進基本計画作成に向けた主な論点（案）について（参考資料）

<令和2年度>

開催日：8月18日

議題：○第4次食育推進基本計画の重点課題等について
・委員及び農業者団体からヒアリング

開催日：10月1日

議題：○第4次食育推進基本計画の重点課題等について
・委員等からのヒアリング

・第4次食育推進基本計画の方向性及び考え方について

（今後の開催予定等）

開催日：12月11日

議題：○基本計画の骨子案について

開催日：1月下旬

議題：○基本計画の本文案について

○パブリックコメント（2週間程度）

開催日：3月

議題：基本計画の本文案について

<食育推進会議>

○基本計画の決定(3月中)

3 第3次食育推進基本計画における進捗状況（目標値と現状値）

○地域等での共食や食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数など、青い囲みの5つの目標値が2019年度までの値で達成。
 ○食育への関心や、朝食の欠食や栄養バランスに配慮した食生活の実践、食文化の継承などについては、目標値が未達成。

目標	具体的な目標値	計画作成時 (2015年度)	現状値 (2019年度)	目標値 (2020年度)
1	食育に関心を持っている国民を増やす			
	①食育に関心を持っている国民の割合	75.0%	76.2%	90%以上
2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす			
	②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.7回	週10.0回	週11回以上
3	地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす			
	③地域等で共食したいと思う人が共食する割合	64.6%	73.4%	70%以上
4	朝食を欠食する国民を減らす			
	④朝食を欠食する子供の割合	4.4%	4.6%	0%
	⑤朝食を欠食する若い世代の割合	24.7%	25.8%	15%以下
5	中学校における学校給食の実施率を上げる			
	⑥中学校における学校給食実施率	87.5% (2014年度)	93.2% (2018年度)	90%以上
6	学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす			
	⑦学校給食における地場産物を使用する割合	26.9% (2014年度)	26.0% (2018年度)	30%以上
	⑧学校給食における国産食材を使用する割合	77.3% (2014年度)	76.0% (2018年度)	80%以上
7	栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす			
	⑨主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	57.7%	56.1%	70%以上
	⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	43.2%	37.3%	55%以上
8	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす			

目標	具体的な目標値	計画作成時 (2015年度)	現状値 (2019年度)	目標値 (2020年度)
	⑪生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	69.4%	67.4%	75%以上
	⑫食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数	67社 (2014年度)	103社 (2016年度)	100社以上
9	ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす			
	⑬ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	49.2%	53.4%	55%以上
10	食育の推進に関わるボランティアの数を増やす			
	⑭食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	34.4万人 (2014年度)	36.5万人 (2018年度)	37万人以上
11	農林漁業体験を経験した国民を増やす			
	⑮農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	36.2%	39.3%	40%以上
12	食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす			
	⑯食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	67.4% (2014年度)	76.5%	80%以上
13	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす			
	⑰地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	41.6%	47.9%	50%以上
	⑱地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合	49.3%	61.6%	60%以上
14	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす			
	⑲食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	72.0%	79.4%	80%以上
	⑳食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合	56.8%	70.3%	65%以上
15	推進計画を作成・実施している市町村を増やす			
	㉑推進計画を作成・実施している市町村の割合	76.7%	87.5%	100%

4(1) 第4次食育推進基本計画における目標・目標値に関する考え方(案)

- 第3次計画で達成した目標・目標値は、概ね定着していると考えられるため、目標値としては引き継がない。
- 第3次計画で達成していない目標・目標値は、第4次計画でも引き継ぐこととする。
- 第4次計画においては、最近の食育をめぐる状況(参考資料)を踏まえ、生涯を通じた健康や持続可能な食を支える食育を推進するため、現行の15の目標・21の目標値に新たな目標・目標値の追加・見直しを行い、16の目標・24の目標値に増加。
(次頁に一覧、新目標・目標値は着色)

追加する目標・目標値

- 栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数(5⑥)
 - ・ 子供たちの地域や食に関する理解を増進する指導を充実させるため追加
- 食塩摂取量の平均値(6⑪)、野菜摂取量の平均値(6⑫)、果物摂取量100g未満の者の割合(6⑬)
 - ・ 栄養バランスに配慮した食生活の実践を促すため、健康寿命の延伸を目指す「健康日本21(第二次)」の趣旨を踏まえ、その目標値を追加
- 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合(11⑱)
 - ・ 我が国の食の持続可能性を高めるため、農林水産業や農山漁村を理解し、主体的に支え合う行動を促すべく追加
- 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合(12⑲)
 - ・ 環境への負荷を減らし、食の持続可能性を高めるため、環境に配慮した購買行動を促すべく追加
- 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている人の割合(14⑳)
 - ・ 食文化を着実に次世代へ継承していくため、様々な場面での食べることを促すべく追加

4(2) 4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標(案)

目標	具体的な目標値 (追加・見直しは黄色の目標値)	参考値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
1 食育に関心を持っている国民を増やす	①食育に関心を持っている国民の割合	76.2%	(90%以上)
2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす	②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週10.0回	(週11回以上)
3 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす	③地域等で共食したいと思う人が共食する割合	73.4%	(〇%以上)
4 朝食を欠食する国民を減らす	④朝食を欠食する子供の割合	4.6%	0%
	⑤朝食を欠食する若い世代の割合	25.8%	(15%以下)
5 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす	⑥栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数	月9.1回	月12回以上
	⑦学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)で現状値(令和元年度)よりも維持・向上した都道府県の割合	—	90%以上
	⑧学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)で現状値(令和元年度)よりも維持・向上した都道府県の割合	—	90%以上
6 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす	⑨主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	56.1%	(70%以上)
	⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	37.3%	(55%以上)
	⑪食塩摂取量の平均値	10.1g	8g
	⑫野菜摂取量の平均値	280.5g	350g
	⑬果物摂取量100g未満の者の割合	60.5% (2018年度)	30%以下

目標	具体的な目標値 (追加・見直しは黄色の目標値)	参考値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
7 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす	⑭生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	67.4%	(75%以上)
8 ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす	⑮ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	53.4%	(55%以上)
9 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす	⑯食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	36.5万人 (2018年度)	37万人以上
10 農林漁業体験を経験した国民を増やす	⑰農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	39.3%	(45%以上)
11 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす	⑰産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	—	(〇%以上)
12 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす	⑲環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	—	(〇%以上)
13 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす	⑳食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	76.5%	80%以上
14 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす	㉑地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	47.9%	(50%以上)
	㉒郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている人の割合	—	(〇%以上)
15 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす	㉓食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	79.4%	(80%以上)
16 推進計画を作成・実施している市町村を増やす	㉔推進計画を作成・実施している市町村の割合	87.5%	100%

※4次計画の目標値で括弧書きのものは、現在調査中の現状値を踏まえて今後検討 (2021年1月判明予定)

4(3) 学校給食における地場産物等の活用に係る目標の変更について①

【現行目標】

○学校給食における**地場産物**を使用する割合**30%以上**、**国産食材**を使用する割合**80%以上**

※ともに**食材数**ベース

【学校給食で地場産物等の活用を推進する意義】

- 地場産物を活用した指導等を通じた、地域の自然や文化、産業、生産者、食に関する子供たちの理解増進。
- 地域経済活性化や流通コスト削減等、地産地消の推進。



【現状と課題①】

子供たちに**地域や食に関する理解を増進させるには、地場産物の活用等と食育を一体的に推進することが重要である。**しかし現行計画では、**指導に関する目標がない**（児童生徒が給食に地場産物が使われていることに気付かない可能性もある。）。



【目標追加案】

○**栄養教諭による一か月当たりの地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数 12回以上**（R1約9回

※指導例：給食の時間等での栄養教諭による指導、校内放送や教材作成・配布等（農家等生産現場との連携・協力なども）

4(3) 学校給食における地場産物等の活用に係る目標の変更について②

【現状と課題②】

- ①**食材数ベース**では、ごまや砂糖等で使用した場合と、メイン食材（ごはん等）で使用した場合とにおいて、同じ評価となり、**現場の努力が反映されづらく、金額ベースの目標とすることが適当**。また、**金額ベース**で見ると、**学校給食については、食料国産率※と比べても既に相当程度の水準にあり、今後も維持・向上すべき**。

※総合食料自給率から飼料自給率の影響を除外

	金額ベース	食材ベース	
地場産物の使用割合 (R1)	52.7%	26%	
国産食材の使用割合 (R1)	87%	77.1%	【参考】生産額ベース食料国産率 (R1) 69%

- ②**地場産物の生産量の地域間格差が大きい**ので、全国一律の数値目標とするのは適当ではない。**各都道府県が創意工夫を發揮し、現行以上の推進を目指すような目標とすることが適当**。
都道府県別にみると、既に半数以上が現行の目標を達成。

大阪・鹿児島間でも約15倍の差！

【農林水産業生産額(H30)】東京都**415**億円、大阪府**382**億円、北海道**15,449**億円、茨城県**4,771**億円、鹿児島県**5,639**億円

- ③計画策定当時と比較し、**農家の著しい減少や高齢化の進展等により、一部の地域では、必要量の確保について現状維持さえ難しい**との声もある（栄養教諭の全国団体等）。

【農家人口】**650.3**万人 (H22) ⇒ **398.4**万人(H31) 【うち、**65歳以上割合**】 **34.3%**(H22)⇒ **45.2%**(H31)



【目標見直し案】

- 学校給食における地場産物・国産食材の使用割合（**金額ベース**）について、**令和元年度の数値より維持・向上した都道府県の割合90%以上（43自治体以上）**

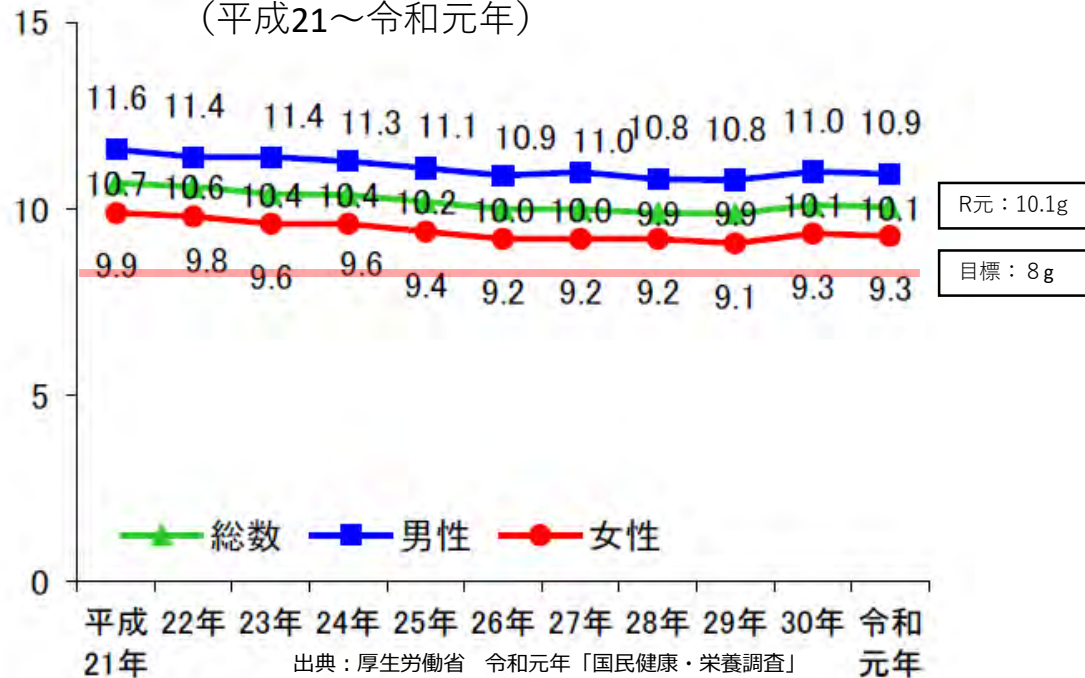
※具体的には、令和元年度の各都道府県の数値を明らかにすることにより、各都道府県の創意工夫の發揮を促す。

4(4) 栄養バランスに配慮した食生活に関する目標値の追加について①

○栄養バランスに配慮した食生活の実践を促すため、「健康日本21（第二次）」の趣旨を踏まえ、目標値を追加。

○食塩摂取量に関する目標値

(g/日) 食塩摂取量の平均値の年次推移 (20歳以上)
(平成21～令和元年)



食塩摂取量について、「健康日本21（第二次）」で、令和4（平成34）年度に成人1人1日当たりの食塩摂取量の平均値を8gとすることを目標としている

令和元年は10.1gであり、目標は達成していない状況。

食育推進基本計画で目標値に追加

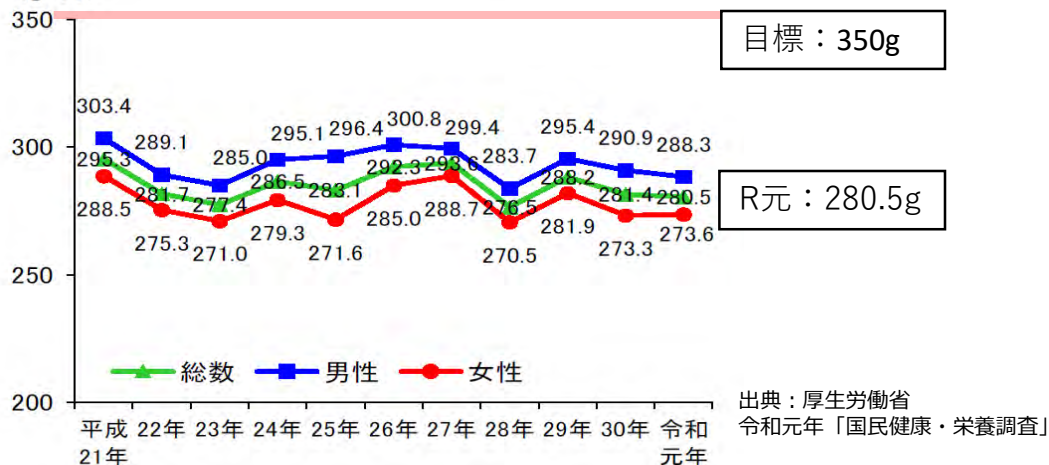
- ・個々の実情等も踏まえた様々な取組を通じて全体の平均値としての目標値達成を目指す
- ・都道府県・市町村や食育関係者における取組を促す

4(4) 栄養バランスに配慮した食生活に関する目標値の追加について②

○栄養バランスに配慮した食生活の実践を促すため、「健康日本21（第二次）」の趣旨を踏まえ、目標値を追加。

○野菜摂取量に関する目標値

(g/日) 野菜摂取量の平均値の年次推移 (20歳以上) (平成21～令和元年)

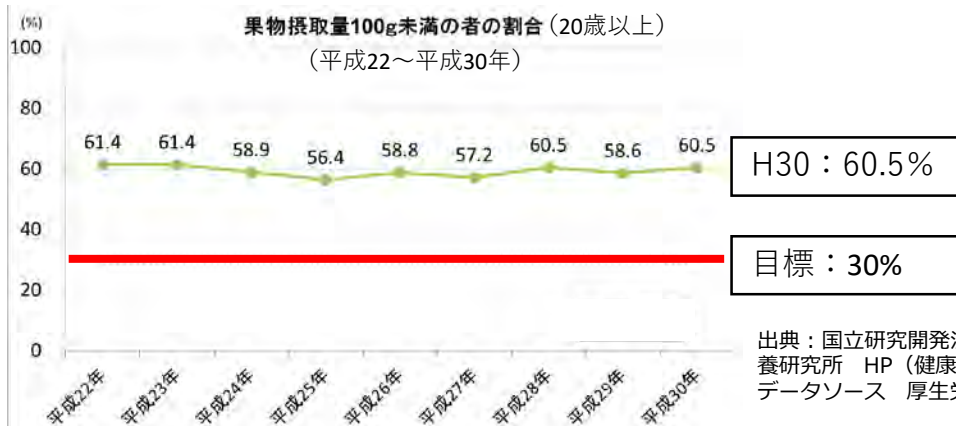


野菜・果物摂取量について、「健康日本21（第二次）」で、令和4（平成34）年度に成人1人1日当たり、野菜摂取量の平均値を350gとすること、果物の摂取量100g未満の者の割合を30%に減少させることを目標としている。

令和元年、野菜摂取量の平均値280.5g
平成30年、果物の摂取量100g未満の者の割合の割合は60.5%となっており、目標は達成していない状況。

○果物摂取量に関する目標値

果物摂取量100g未満の者の割合 (20歳以上) (平成22～平成30年)



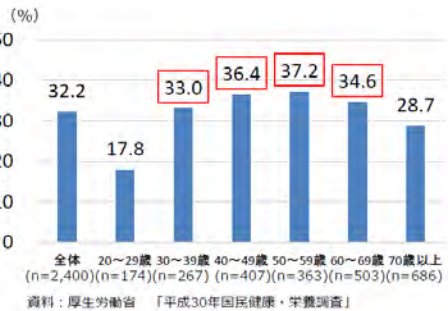
食育推進基本計画で目標値に追加

- ・ 個々の実情等も踏まえた様々な取組を通じて全体としての目標値達成を目指す
- ・ 都道府県・市町村や生産者団体を含む幅広い食育関係者における取組を促す

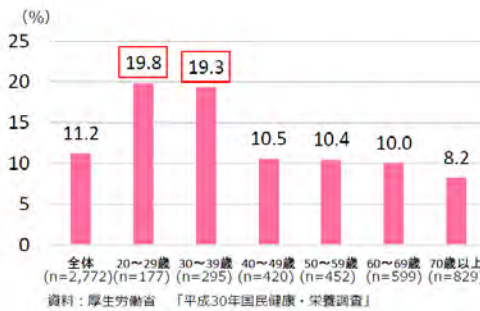
(参考資料)

参考 食育をめぐる状況(1)国民の生涯にわたる健康課題

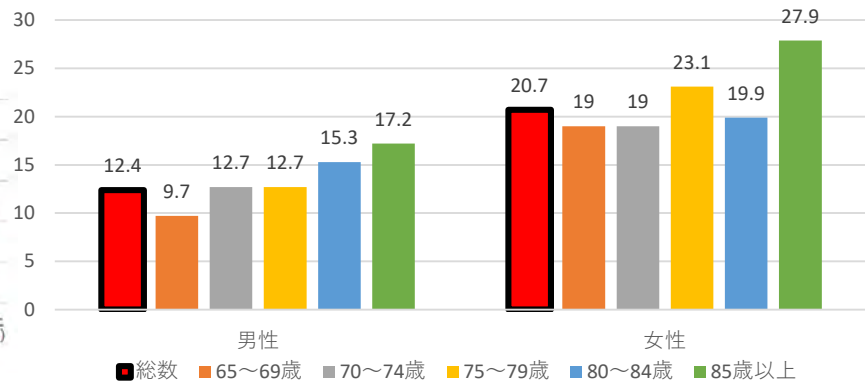
○男性における肥満者 (BMI \geq 25kg/m²) の割合 (20歳以上、年齢階級別)



○女性におけるやせの者 (BMI<18.5kg/m²) の割合 (20歳以上、年齢階級別)

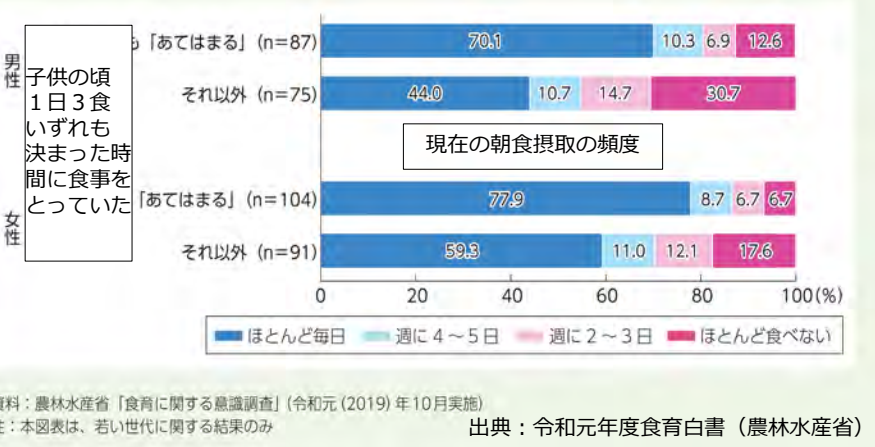


○低栄養傾向の者 (BMI \leq 20kg/m²) の割合 (%) (65歳以上、性・年齢階級別)

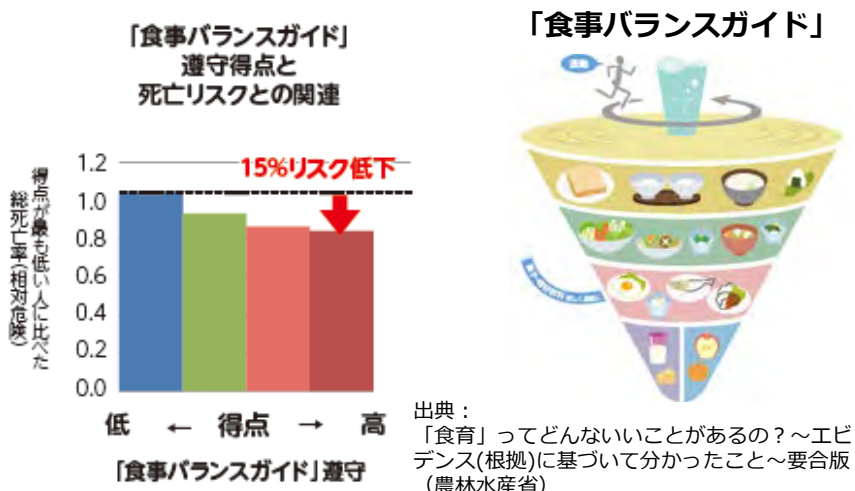


30~60歳代の男性に肥満者が多く、20~30歳代の女性にやせの者が多く、高齢者では低栄養傾向の者が多くなっている。

○若い世代 (20・30歳代) における子供の頃の食生活と現在の朝食摂取との関連 (性別)



○「食事バランスガイド」遵守得点と死亡リスクとの関連

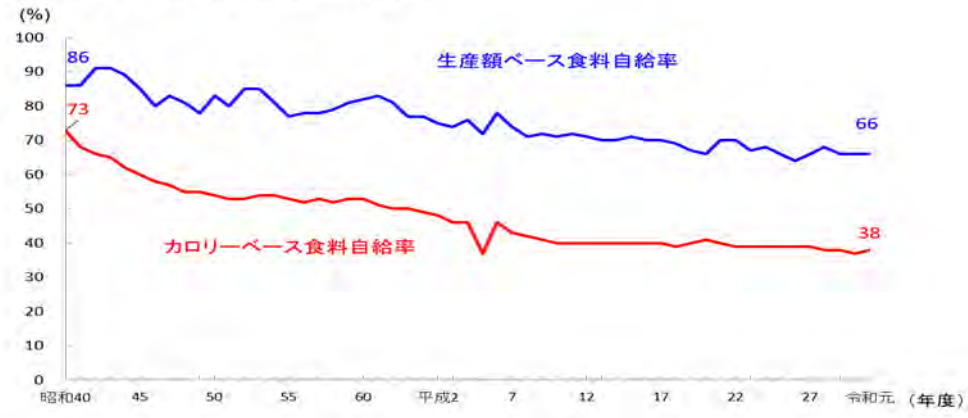


子供の頃の生活習慣形成から健康寿命の延伸まで、各年代において課題があるため、子供から高齢者まで生涯を通じた食育の推進が重要

参考 食育をめぐる状況(2)持続可能な食①

○我が国の食料自給率の推移

昭和40年度以降の食料自給率の推移



○国民一人当たり食品ロス量 (平成29年度推計)

国民1人当たり食品ロス量

1日 約132g
※ 茶碗約1杯のご飯の量に相当

年間 約48kg
※ 年間1人当たりの米の消費量 (約54kg) に相当

我が国の令和元(2019)年度の食料自給率は、カロリーベースで38%、生産額ベースで66%。

食料及び飼料等の生産資材の多くを海外からの輸入に頼っている一方で、我が国では、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスが、平成29年度の推計で612万トン(うち家庭系284万トン)発生。

資料：総務省人口推計(平成29年10月1日) 平成29年度食料簡易表(推定値)

出典：農林水産省 食品ロス量(平成29年度推計値)の公表について

The ecological footprint if G20 food consumption patterns are adopted globally

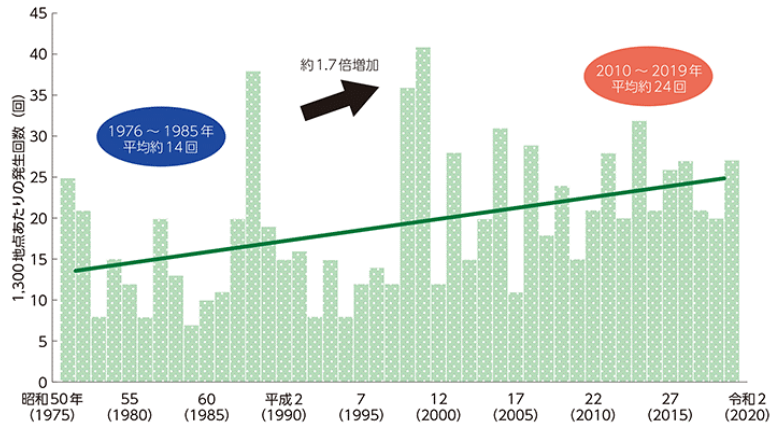
Japan → 1.86

Planetary boundary for food

日本の消費パターンでの温室効果ガスの排出は**地球1.8個人分に相当**。

出典：EAT Diets for a Better Future Reportから農林水産省作成

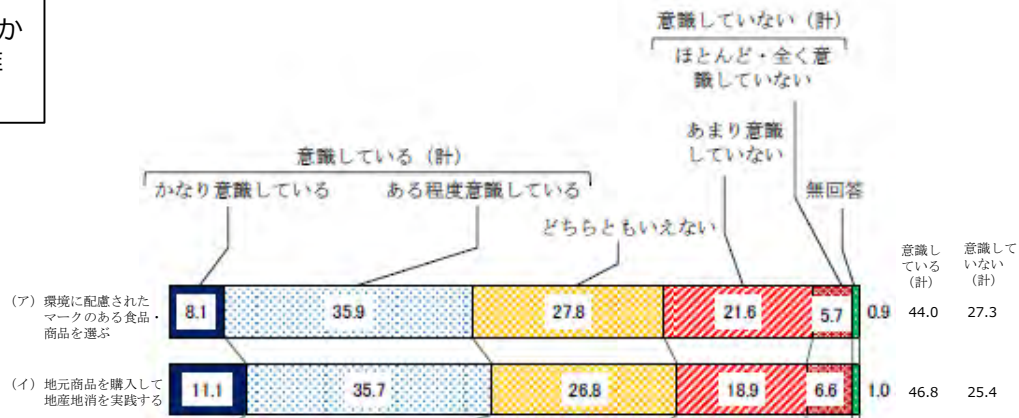
○1時間降水量80mm以上の年間発生回数(全国)



資料：気象庁資料を基に農林水産省作成

近年、日本各地で地震や異常気象に伴う大規模な自然災害が頻発しており、地球規模の気候変動の影響が顕在化。

○日頃の買い物で意識していること(令和元年)



出典：消費者意識基本調査(消費者庁)

日頃の買い物で、環境に配慮されたマークのある食品・商品を選んだり、地産地消を実践することを意識している国民が4割程度となっている。

(参考) 地球と健康に良い食事

- 地球環境が持続できる範囲内で、健康的な食事を提供していく必要。
- 生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第5版」では、伝統的な食生活の中には健康的で持続可能な食生活の重要なモデルとなり得るものが数多くあるとして、日本の伝統的な食生活が例示されている。

The ecological footprint if G20 food consumption patterns are adopted globally



--- Planetary boundary for food

G20のうち、GHG排出がプラネタリー・バウンダリーの範囲内にあるのはインドとインドネシアのみ。日本の消費パターンでのGHG排出は地球1.8個分に相当する。

出典：EAT Diets for a Better Future Report

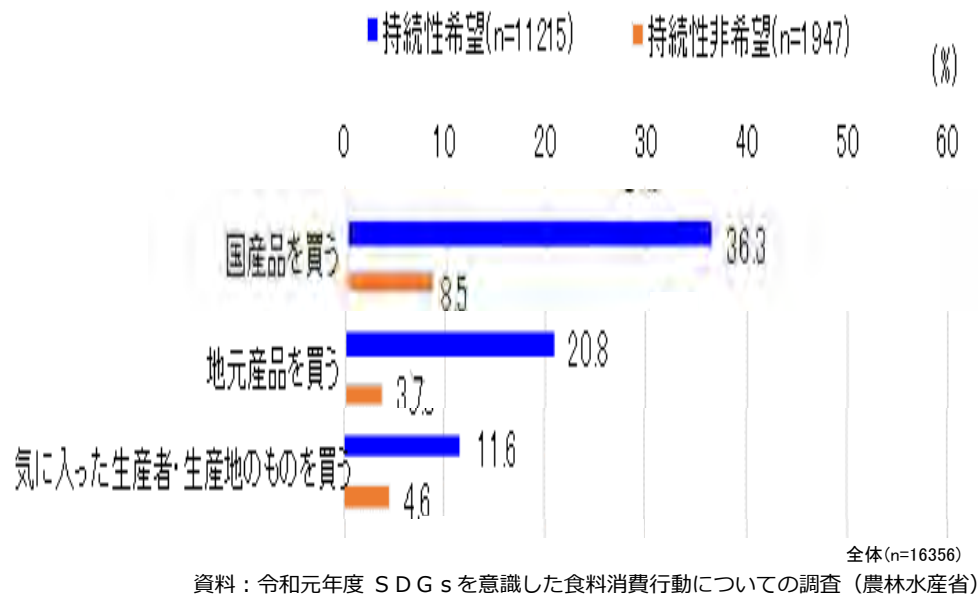


“伝統的な食生活の中には、健康的で持続可能な食生活の重要なモデルとなり得るものが数多くある。例えば、地中海式食生活、**日本の伝統的な食生活**、多くの先住民族の伝統的な食生活などである。”

出典：地球規模生物多様性概況第5版
(Global Biodiversity Outlook 5 GBO5)

参考 食育をめぐる状況(2) 持続可能な食②

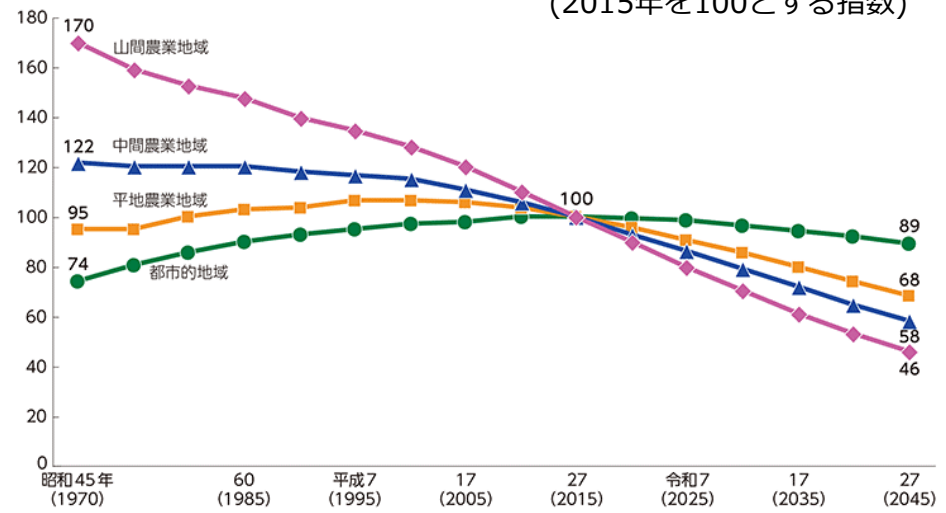
○「農業や食料が将来にわたっての持続性への関心」と「生鮮食品の購入行動」の関連



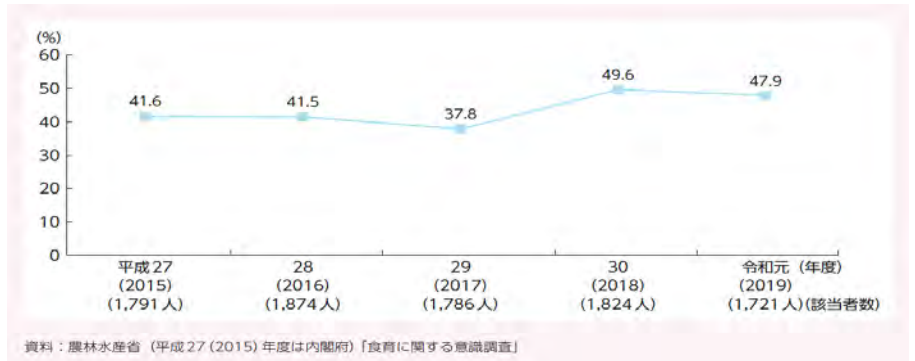
農業や食料が将来世代にわたって持続可能であってほしいか問う質問においてそう思う人を「持続性希望」、そう思わない人を「持続性非希望」と分類。「国産品を買う」では、「持続性希望」(36.3%)と「持続性非希望」(8.5%)の差は27.8ポイントであった(赤線囲い)。

○農業地域類型区別の人口推移と将来予測

(2015年を100とする指数)



○地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合

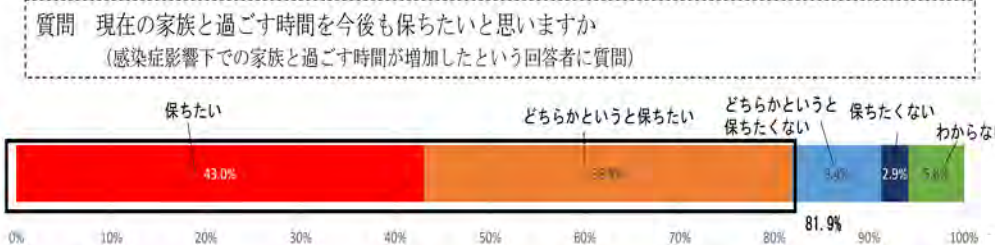
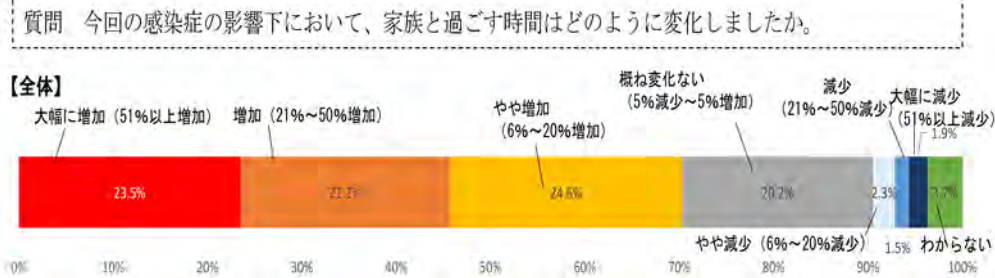


半数以上の国民が、地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えていない。

環境との調和、食料・農業・農村の持続性、食文化の継承を意識した食育の推進が重要

参考 食育をめぐる状況(3)「新たな日常」やデジタル化への対応

○子育て世帯の家族と過ごす時間



家族と過ごす時間は増加傾向。それを続けたいとする者が多く、家庭での食育の重要性が高まっている。

出典：令和2年6月21日「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(内閣府)

○新型コロナウイルス感染症の影響により内容を変更した事例

- 福井県：全国高校生食育王選手権→オンライン開催
- 京都府：講演会とパネルディスカッション→ライブ配信
- 三重県：健康野菜たっぷり料理グランプリ→県民のWEB投票で審査
- 福岡市：料理講習会→料理レシピの動画配信
- その他、料理教室がオンライン料理教室に移行

○「新しい生活様式」の実践例(抜粋)

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに **手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に) 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避(密集、密接、密閉)
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

出典：厚生労働省HP

○民間による事例(カゴメ健康サポートプログラム)



出典：農林水産省HP

従来の接触型の食育が難しいものの、デジタルを活用した工夫を活かした食育の推進が重要

参考 第3次基本計画の進捗状況と第4次基本計画作成に向けた主な論点

出典：第4次食育推進基本計画作成に向けた主な論点（概要）(令和2年3月食育推進評価専門委員会取りまとめ)

1 家庭における食育の推進

(1) 関連する目標値の進捗状況

具体的な目標値	計画作成時 (平成27年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)	達成 状況
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.7回	→ 週10.0回	週11回以上	△
朝食を欠食する子供の割合	4.4%	→ 4.6%	0%	▼

達成状況 ◎：目標達成、△：第3次基本計画作成時と現状値を比較して改善、▼：作成時と現状値を比較して悪化

- ・20歳代～50歳代では、自分や家族の仕事が忙しく、家族との共食が難しいと考える者が一定程度存在
- ・「毎日同じくらいの時刻に寝ていない／起きていない」子供ほど朝食欠食率が高い傾向

(2) 主な論点

- ・家族（同居・別居を問わず）が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点であり、推進していくことが重要
- ・家庭において、早寝早起きや朝食をとること等の基本的な生活習慣の形成が重要

具体的取組：

- ・子供・若者の育成支援における共食等の推進
- ・「早寝早起き朝ごはん国民運動」の推進
- ・子供及び保護者向けの意識啓発 等

2 学校、保育所等における食育の推進

(1) 関連する目標値の進捗状況

具体的な目標値	計画作成時 (平成26年度)		現状値 (平成30年度)	目標値 (令和2年度)	達成 状況
中学校における学校給食実施率	87.5%	→	93.2%	90%以上	◎
学校給食における地場産物を使用する割合	26.9%	→	26.0%	30%以上	▼
学校給食における国産食材を使用する割合	77.3%	→	76.0%	80%以上	▼

達成状況 ◎：目標達成、△：第3次基本計画作成時と現状値を比較して改善、▼：作成時と現状値を比較して悪化

- ・比較的大規模な地方公共団体において完全給食が開始され、中学校の給食実施率は目標達成
- ・給食現場での地場産物等の使用については、様々な取組が進められているものの、学校設置者と生産・流通関係者との情報共有・協働や、生産者の高齢化による地場産物の生産量の減少、県内産物の入手が困難などによる使用量・使用品目の確保が困難という地域もある状況

(2) 主な論点

- ・栄養教諭等を中核として食育が乳幼児期から体系的・継続的に実施されることが必要
- ・学校給食に地場産物を使用し、地域の自然や産業への理解を深め、食に関する感謝の念を育むことは重要
- ・学校給食の教育的意義を高める工夫の一つである地場産物の使用に当たっては、学校設置者、生産流通に係る事業者等、関係者の協働による地場産物の安定的な生産・供給体制の構築が重要

具体的取組：

- ・栄養教諭の配置促進
- ・地産地消コーディネーターの養成・派遣
- ・「社会的課題に対応するための学校給食の活用事業」の活用による、地場産物・国産食材の使用の促進、モデル事業の成果の全国的な普及 等

3 地域における食育の推進

(1) 関連する目標値の進捗状況

具体的な目標値	計画作成時 (平成27年度)		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)	達成 状況
朝食を欠食する若い世代の割合	24.7%	→	25.8%	15%以下	▼
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	57.7%	→	56.1%	70%以上	▼
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	43.2%	→	37.3%	55%以上	▼
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	69.4%	→	67.4%	75%以上	▼
食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数	67社 (平成26年度)	→	103社 (平成28年度)	100社以上	◎

達成状況 ◎：目標達成、△：第3次基本計画作成時と現状値を比較して改善、▼：作成時と現状値を比較して悪化

- ・若い世代は、朝食を食べるには「朝早く起きられること」「朝、食欲があること」、バランスの良い食事をとるには「時間があること」「手間がかからないこと」が必要と考えており、時間の使い方や健やかな生活リズムに課題
- ・生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから健全な食生活を実践しない理由は、「面倒だから」「病気の自覚症状がない」「時間的ゆとりがない」
- ・減塩等に取り組む食品産業や飲食店の取組や、それを支援する学会等の取組は充実してきており、目標達成

(2) 主な論点

- ・高齢化の中で、健康寿命の延伸が課題であり、子供（乳幼児期を含む）から高齢者まで生涯を通じた食育の推進が重要
- ・健全な食生活の実践のためには、経済的な暮らし向きや生活の中の時間的なゆとり等、日々の生活の状況が関係
- ・特に課題が残る若い世代は、生活リズムや食生活を見直し、現在も将来に向かって「食」が大切であることを認識し、実践することが必要
- ・食品関連事業者等による健康に配慮した商品・メニューの提供等、食環境整備も重要
- ・従業員に対する食育は、企業等（職場）の生産性向上も期待され、エビデンスを踏まえた推進の必要

具体的取組：

- ・「食事バランスガイド」等の普及啓発を通じて、一人一人が食育に取り組めるよう支援。「日本人の食事摂取基準（2020年版）」を活用した高齢者のフレイル予防の周知等
- ・「健康日本21（第二次）に基づき、「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進し、生活習慣病の予防・改善
- ・「健康な食事」を活用した取組等、自然に健康になれる食環境づくり

4 食育推進運動の展開

(1) 関連する目標値の進捗状況

具体的な目標値	計画作成時 (平成27年度)		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)	達成 状況
食育に関心を持っている国民の割合	75.0%	→	76.2%	90%以上	△
推進計画を作成・実施している市町村の割合	76.7%	→	87.5%	100%	△

達成状況 ○：目標達成、△：第3次基本計画作成時と現状値を比較して改善、▼：作成時と現状値を比較して悪化

- ・男女とも、若い世代に比べ、年代が高い方が関心を持っている割合は高く、若い世代の男性を中心に、食育への関心を持ってもらうことが課題
- ・食育推進計画を作成・実施している市町村の割合は改善傾向にあるが、人口規模の小さい市町村等で作成されていない

(2) 主な論点

- ・食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、食育への関心の低い層に関心を持ってもらうことが重要
- ・特に、若い世代は働く世代であるため、企業等（職場）での食育を推進することが一つの方策
- ・また、地域においても、多様な関係者が連携・協働しながら食育を進めていくことは、国民運動の広がりのために重要

具体的取組：

- ・国・地方公共団体・教育関係者・農林漁業者・企業・団体・ボランティア等が参画し、食育の取組を情報発信するためのプラットフォームの構築
- ・人口規模の小さい市町村を中心とした推進計画の作成・見直し支援 等

5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

(1) 関連する目標値の進捗状況

具体的な目標値	計画作成時 (平成27年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)	達成 状況
農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	36.2%	→ 39.3%	40%以上	△
食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	67.4% (平成26年度)	→ 76.5%	80%以上	△

達成状況 ◎：目標達成、△：第3次基本計画作成時と現状値を比較して改善、▼：作成時と現状値を比較して悪化

- ・農林漁業体験に参加したことがない理由は「体験する方法がわからないから」が半数
- ・食品ロス削減に取り組んでいる地方自治体が増加している等、取組が徐々に広がり、発信される機会が増え、消費者の理解が進みつつある

(2) 主な論点

- ・食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、生産者の様々な活動に支えられていることへの理解を深める上で、農林漁業体験は重要
- ・食品ロス削減は、SDGsの目標の一つとなっており、生産から消費までの一連の食の循環を意識しつつ、環境にも配慮した食育の推進が必要

具体的取組：

- ・行政、農林漁業団体等が連携し、SNS等の活用により、農林漁業体験の機会を提供する生産者等を情報発信
- ・食品ロス削減推進法に基づき、理解と関心の増進と取組の促進のための教育や普及啓発の推進

6 食文化の継承のための活動への支援等

(1) 関連する目標値の進捗状況

具体的な目標値	計画作成時 (平成27年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)	達成 状況
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	41.6%	→ 47.9%	50%以上	△
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合	49.3%	→ 61.6%	60%以上	◎

達成状況 ◎：目標達成、△：第3次基本計画作成時と現状値を比較して改善、▼：作成時と現状値を比較して悪化

- ・学校における和食給食提供の取組、若者世代や子育て世代等を対象としたワークショップ等の開催など、消費者が和食文化に関する情報に触れる機会が増え、若い世代では目標を達成

(2) 主な論点

- ・近年、核家族化の進展や地域社会の弱体化等により、「和食」の存在感と活力は失われつつある状況
- ・平成25年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「和食；日本人の伝統的な食文化」を全ての日本人が保護・継承するとともに、人材の育成が必要

具体的取組：

- ・地域固有の多様な食文化を保護・継承するためのデータベースの作成及び普及
- ・子供たちや子育て世代に和食文化の普及活動を行う中核的な人材の育成及び各都道府県への配置 等

7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

(1) 関連する目標値の進捗状況

具体的な目標値	計画作成時 (平成27年度)		現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)	達成 状況
食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	72.0%	→	79.4%	80%以上	△
食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合	56.8%	→	70.3%	65%以上	◎

達成状況 ◎：目標達成、△：第3次基本計画作成時と現状値を比較して改善、▼：作成時と現状値を比較して悪化

- ・ SNSの活用、ウェブページのうち子供向けコンテンツの充実等わかりやすい情報提供に努め、子供とその保護者世代の理解が深まり、若い世代では目標を達成

(2) 主な論点

- ・ 食品の安全に関する情報等が氾濫する中、健全な食生活の実現に当たっては、食品の選び方等について基礎的な知識を持ち、その知識を踏まえて行動に反映されることが必要
- ・ 我が国の食育の理念や取組等を積極的に海外に発信するとともに、海外における栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集等を行うことが必要

具体的取組：

- ・ SNSなど様々な媒体を活用したわかりやすい情報提供
- ・ 東京栄養サミット2021を契機とした自然に健康になれる食環境づくりの推進 等

第4次食育推進基本計画 骨子案

資料2-2

はじめに

- 高齢化の進行の中で健康寿命の延伸や生活習慣病の予防は引き続き国民的課題。栄養バランスに配慮した食生活が重要。
- 食に関する価値観や暮らしの多様化が進む中、健全な食生活が困難な場面の増加や、伝統的な食文化が失われていくことが危惧される。
- 農業者や農村人口の著しい高齢化・減少。
- 我が国は食料の多くを海外からの輸入に頼る一方、食品ロスが発生。
- 近年、日本各地で異常気象に伴う自然災害が頻発しており、地球規模の気候変動の影響が顕在化。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、行動・意識・価値観にまで波及。接触機会の低減のため在宅勤務の増加や外出自粛により、在宅時間が増加。
- ICT技術（情報通信技術）の進展や社会のデジタル化を踏まえ、デジタルツールやオンラインを活用した食育を検討する必要。

第1. 食育推進に関する施策についての基本的な方針

- 食育の推進は、国民が生涯にわたって健全な心身を培うことに資するとともに、食生活が自然の恩恵や多くの人に支えられていることへの感謝の念や理解を深めることにつながり、持続可能な社会の実現に向けた重要な取組。
- 国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、本計画においては、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進に重点をおいた取組が求められる。
- 持続可能な世界の実現を目指すため、経済、社会、環境の諸課題に統合的に取り組むSDGsへの関心が世界的に高まる中、SDGsと深く関わる食育の取組においても、SDGsの考え方を踏まえて推進することが必要。

1. 重点事項

(1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、妊産婦や、乳幼児から高齢者に至るまで、多様な暮らしに対応し、家庭、学校・保育所等、地域の各段階において、切れ目なく生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進することが重要。

(2) 持続可能な食を支える食育の推進

健全な食生活の基盤として持続可能な食環境が不可欠であり、食育においても食環境の持続に資する取組を推進することが重要。そのため、

- ・食と環境との調和
- ・農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化
- ・和食文化の保護・継承を通じて、持続可能な食を支える食育を推進することが重要。

(3) 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

新たな日常においても食育を着実に実施するとともに、より多くの国民が主体的、効果的に食育を実践できるよう、ICT等のデジタル技術を有効活用する等により、食育を推進することが重要。

2. 基本的な取組方針

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4) 子供の食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方

第3次食育推進基本計画の目標の達成状況や、新たな第4次食育

推進基本計画における重点事項を踏まえ、①目標を達成しておらず、引き続き目指すべき目標、②目標は達成したが、一層推進を目指すべき目標、③今日新たに設定する必要がある目標を設定。

2. 食育の推進に当たっての目標

- (1) 食育に関心を持っている国民を増やす
- (2) 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす
- (3) 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- (4) 朝食を欠食する国民を減らす（子供・若い世代）
- (5) 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす（指導回数・地場産物・国産食材）
 - －子供たちの地域や食に関する理解を増進する指導を充実させるための目標を追加
 - －現場の実態を反映し、都道府県ごとの努力を促すため、食材数ベースから金額ベースに見直し、現状値より維持・向上した都道府県の割合に関する目標値を設定
- (6) 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす（国民・若い世代・食塩摂取量・野菜摂取量・果物摂取量）
 - －栄養バランスに配慮した食生活の実践を促すため、健康寿命の延伸を目指す「健康日本 21(第二次)」の趣旨を踏まえ、その目標値を追加（「食塩摂取量 8g」、「野菜摂取量 350g」、「果物摂取量 100g 未満の者の割合 30% 以下」）
- (7) 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす
- (8) ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす
- (9) 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- (10) 農林漁業体験を経験した国民を増やす
- (11) 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
 - －我が国の食の持続可能性を高めるため、農林水産業や農山漁村を理解し、主体的に支え合う行動を促すべく追加
- (12) 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
 - －環境への負荷を減らし、食の持続可能性を高めるため、環境に配慮した購買行動を促すべく追加
- (13) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- (14) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、

伝えている国民を増やす（伝承・食べること）

－食文化を着実に次世代へ継承していくため、様々な場面で食べることを促すための目標値を追加

(15) 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす

(16) 推進計画を作成・実施している市町村を増やす

第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進

(1) 現状と今後の方向性

家庭において、基本的な生活習慣の形成への意識を高め、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うことが重要。

(2) 取り組むべき施策

・子供の基本的な生活習慣の形成

－乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成等に資するよう、引き続き、「健やか親子21」や「早寝早起き朝ごはん」国民運動等による食育を科学的知見を踏まえながら推進

・望ましい食習慣や知識の習得

－様々な料理を組み合わせ栄養バランスに配慮した食事を組み立てる力を伸ばす食育を推進

・妊産婦や乳幼児に対する食育の推進

－成育基本法を踏まえ、成育過程にある者及び妊産婦に対する食育を推進

・子供・若者の育成支援における共食等の食育の推進

・在宅時間を活用した食育の推進

－働き方や暮らし方の変化により、自宅で料理や食事をすることも増えており、家族との共食や栄養バランス、食文化、食品ロスなど、食に関する意識を高めることにつながるよう食育を推進

2. 学校、保育所等における食育の推進

(1) 現状と今後の方向性

学校、保育所等は、子供への食育を進めていく場として大きな役割を担う。栄養教諭・栄養士等を中核として、関係者が連携し食育を体系的・継続的に実施することが必要。

(2) 取り組むべき施策

- ・食に関する指導の充実
 - －栄養教諭は、学校の食に関する指導に係る全体計画の策定、教職員間や家庭との連携・調整等において中核的な役割を担う職であり、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員。
 - －栄養教諭・栄養士等を中核として、関係者が連携した体系的・継続的な食育を推進
 - －栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行に引き続き努め、地域間格差を解消すべく、栄養教諭の配置を促進
 - －農家等生産現場と連携・協力をしながら、給食の時間等での栄養教諭による指導、校内放送や教材作成・配布等を充実
- ・学校給食の充実
 - －学校給食を「生きた教材」として活用することで、食育を効果的に推進
 - －地場産物使用の重要性に関係者が共通認識を持ち、連携・協働
 - －生産側と学校側の連携・協働を推進するための取組を行い、多様な優良事例を普及
 - －地場産物の活用は、生産地と消費地との距離が縮減されることにより、その輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制される等、環境負荷の低減にも寄与するものであり、SDGs の観点からも推進
- ・食育を通じた健康状態の改善等の推進
- ・就学前の子供に対する食育の推進
 - －保護者や地域の多様な関係者との連携、協働により食に関する取組を推進

3. 地域における食育の推進

(1) 現状と今後の方向性

生涯にわたる心身の健康を確保するため、家庭、学校、生産者、企業等と連携し、地域における食育の推進が必要。近年、様々な家族の状況や暮らしの多様化により、健全な食生活の実現が困難な立場にある者も存在。地域における食育を促進し、支援する。

(2) 取り組むべき施策

- ・「食育ガイド」等の活用促進
 - －「食育ガイド」や「食生活指針」、「食事バランスガイド」について、関係機関を通じて普及啓発
- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進

- －健康寿命の延伸を目指す「健康日本21（第二次）」の趣旨を踏まえ、推進
 - －「スマート・ライフ・プロジェクト」等を通じて、減塩、野菜や果物の摂取を促進
 - －「栄養ケア・ステーション」等の民間主導の取組や、食生活改善推進員や食育ボランティア等の活動を推進
- ・ 歯科保健活動における食育推進
 - －8020 運動等の幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた地域における歯と口の健康づくりを通じた食育の一層の推進
- ・ 栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の推進
 - －栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進するため、その内容やメリットを、わかりやすく周知し、誰もが気軽に取り組めるよう推進
- ・ 貧困の状況にある子供に対する食育の推進
 - －「子供の貧困対策に関する大綱」等に基づき、フードバンク等と連携し子供の食事・栄養状態の確保、食育の推進に関する支援
 - －ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う支援
 - －「子供の未来応援国民運動」において、民間資金による基金の活用等を通じて、貧困の状況にある子供たちに食事の提供等を行う子供食堂等を含むNPO等に対する支援
 - －経済的に困難な家庭に食品等を届ける子供宅食の取組に関する支援を実施
- ・ 若い世代に関わる食育の推進
 - －マスコミ、インターネットやSNS等デジタル化への対応により、食に関する理解や関心を深められるよう推進
- ・ 高齢者に関わる食育の推進
 - －地域の共食の場等を活用した、適切な栄養管理に基づく健康支援型配食サービスを推進し、地域高齢者の低栄養・フレイル（健康と要介護の中間の虚弱状態）予防にも資する、効果的・効率的な健康支援
- ・ 食品関連事業者における食育の推進
 - －減塩食品や健康に配慮したメニュー開発など健康寿命の延伸に資する取組が広がるよう情報提供
 - －国産農林水産物等を活用した介護食品等の開発支援や、スマイルケア食等の普及促進
- ・ 専門的知識を有する人材の養成・活用

- ・ 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進
 - － 従業員等の健康管理とその一環として食育の推進という観点から、健康づくりに取り組む企業への支援を充実し、これら関係者との連携、協働を深める。
- ・ 地域における共食の推進
 - － 子供食堂等、地域における様々な共食の場作りを推進
- ・ 災害時に備えた食育の推進
 - － 近年、頻度を増す大規模災害等に備え、地方自治体、民間企業等における食料備蓄に加え、家庭での取組も重要であり普及啓発を推進
 - － 災害時には、高齢者等の食べる機能が弱くなった方、食物アレルギーを持つ方等に配慮した食品を備えておくことが重要

4. 食育推進運動の展開

(1) 現状と今後の方向性

全国各地で様々な関係者がそれぞれの立場から食育に取り組み、国民的な広がりを持つ運動として推進。明るく楽しく、多様な食育推進運動を引き続き全国的に展開していくことが必要。

(2) 取り組むべき施策

- ・ 食育に関する国民の理解の増進
- ・ ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等
- ・ 食育推進運動の展開における連携・協働体制の確立
 - － 食育推進会議の設置や、推進計画に地域における地産地消の目標を設定する等、地域の関係機関の協力による取組を推進
- ・ 食育月間及び食育の日の取組の充実
 - － 「食育月間」中、国は、地方公共団体、民間団体等の協力を得て、食育推進全国大会を毎年開催し、食育について国民への理解促進を図るとともに、関係者相互間の連携を推進
- ・ 食育推進運動に資する情報の提供
- ・ 食育推進プラットフォーム（仮称）の活用
 - － 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の方法やノウハウを食育関係者間で情報共有
- ・ 新たな日常やデジタル化に対応する食育の推進
 - － デジタルトランスフォーメーション（デジタル技術の活用による社会の変革）が一層進展する中で、SNSの活用やウェブ上でのイベント開催及び動画配信、オンラインによる非接触型の食育の展開などを推進

— 個人がいつでも手軽に使える優れた食育アプリ等について情報提供を行い、行動変容を促す。

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

(1) 現状と今後の方向性

食育の推進、特に食に対する感謝の念を深めていく上で、食を生み出す場としての農林水産業に関する理解が重要であり、「食」と「農」のつながりの深化を図る必要。

持続可能な食環境を維持するため、環境と調和のとれた食料生産とその消費等にも配慮した食育を推進する必要。

(2) 取り組むべき施策

- ・ 農林漁業者等による食育の推進
- ・ 子供を中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供
 - 異世代交流、生産者や消費者との交流促進
- ・ 都市と農山漁村の共生・対流の促進
- ・ 農山漁村の維持・活性化
- ・ 地産地消の推進
 - 地域ぐるみでの取組を推進するため、地域における関係者の連携の場等の設置、地域の戦略等の策定を推進
- ・ 環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進
 - 生物多様性の保全に効果の高い営農活動等持続的な生産方法や資源管理等に関して、理解と関心の増進のための普及啓発の促進
 - 持続可能な食につながるエシカル消費（人や社会、環境に配慮した消費行動）の推進
- ・ 食品ロス削減に向けた国民運動の展開
 - 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進
 - 外食時の食べきりや、食べ残しの持ち帰りの普及啓発
- ・ バイオマス利用と食品リサイクルの推進
 - 食品リサイクルについて、食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の関係主体の連携の強化を通じ、飼料化を含めた取組を促進

6. 食文化の継承のための活動への支援等

(1) 現状と今後の方向性

伝統的な食文化を次世代に継承していくため、食育活動を通じて国民の理解を深めるべく、地域の多様な食文化を支える多様な関係者による活動の充実が必要。

(2) 取り組むべき施策

- ・地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
 - －「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産の登録の趣旨を踏まえた保護・継承
 - －地方公共団体、教育関係者、食品関連事業者等からなる各都道府県の体制を構築・活用し、各地域の郷土料理の調査・デジタル技術を活用した情報蓄積や普及啓発
 - －栄養士等を対象とした人材の育成
 - －11月24日の和食の日を中心とした国民に対する日本の食文化の理解増進の取組を推進
 - －和食の栄養バランスの良さについて、国内外への発信強化し、理解を深める
- ・ボランティア活動等における取組
- ・学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用
 - －学校給食においても、地域の郷土料理の歴史、ゆかり、食材などを学ぶ取組を推進
- ・専門調理師等の活用における取組

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

(1) 現状と今後の方向性

食に関する様々な情報があふれ、信頼できる情報を見極めることが難しい状況。食に関する国内外の幅広い情報を SNS 等の多様な手段で提供するとともに、教育機会の充実を図ることが必要。

(2) 取り組むべき施策

- ・生涯を通じた国民の取組の提示
- ・基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供
- ・リスクコミュニケーションの充実
- ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
 - －SNS などの様々な媒体や各種イベント、食育ツールなどを活用した分か

- りやすい情報提供
- ーアレルギー対策も含め食生活と健康に関する医学的知見・科学的根拠の蓄積と情報発信
- ・食品表示の理解促進
 - ー消費者の更なる食品表示の活用に向け、原料原産地表示、栄養成分表示等を含め、戦略的な普及啓発
- ・地方公共団体等における取組の推進
- ・食育や日本食・食文化の海外展開と海外調査の推進
 - ーオンラインでの配信も利用しながら、海外に向けて日本食・日本の食文化について情報発信
- ・国際的な情報交換等

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協働の強化

食育に係る多様な関係者が、その特性や能力を生かし、主体的に、かつ、互いが密接に連携・協働して、多様な取組を推進していくことが重要。「食育推進プラットフォーム（仮称）」も活用しつつ、連携・協働の強化に努める。

2. 地方公共団体による推進計画に基づく施策の促進とフォローアップ

地方公共団体は、その食育推進会議を活用しながら多様な主体との連携・協働を推進。国は、地方公共団体における食育の推進が一層充実するよう、推進計画の作成状況を把握しつつ適切な支援を行う。

3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

効果的な情報発信を行う「食育推進プラットフォーム（仮称）」の活用も含め、多様な手段を通じて積極的な情報提供に努める。

4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

目標の達成状況の把握と評価を実施、評価を踏まえた施策の見直しと改善に努める。

5. 基本計画の見直し

計画期間終了前であっても必要に応じて見直しの必要性等を適時適切に検討。